

白岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
第1条 白岡市手数料条例の一部改正 別表（第2条関係）		第1条 白岡市手数料条例の一部改正 別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)～(58) 略	略	(1)～(58) 略	略
(59) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類があるもの イ 略 ロ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 a 床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b及びイロにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のものは	(59) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類があるもの イ 略 ロ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 a 床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イロ並びに第63号アロ、イロ及びウロにおいて同じ。）の合計が300

	<p>、1件につき 11,000 円</p> <p>b 略 (7) 略 イ～オ 略</p>		<p>平方メートル 未満のものは 、1件につき 11,000 円</p> <p>b 略 (7) 略 イ～オ 略</p>
(60)～(62) 略	略	(60)～(62) 略	略
(63) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類があるもの</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(4)及びウ(4)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものは</p>	(63) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類があるもの</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき11,000円</p>

	、1件につき 11,000円 b 略 (7) 略 イ～オ 略
(64)～(82) 略	略

備考

1～7 略

第2条 白岡市手数料条例の一部改正

第5条 略

2 略

3 市長は、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の使用者からの請求に係る別表第13号から第16号までに定める手数料を免除することができる。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	略
(2) 略	略
(3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に</u>	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につ

	b 略 (7) 略 イ～オ 略
(64)～(82) 略	略

備考

1～7 略

第2条 白岡市手数料条例の一部改正

第5条 略

2 略

3 市長は、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の使用者からの請求に係る別表第11号から第14号までに定める手数料を免除することができる。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	略
(2) 略	略
(3) <u>戸籍法第12条の2において準用する</u>	1通につき 750円

<p><u>基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u></p>	<p>き 400円</p>	<p><u>同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u></p>	
<p>(4) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の</u></p>	<p><u>1通につき 750円</u></p>	<p>(4) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の</u></p>	<p><u>証明事項1件につき 450円</u></p>

<p><u>2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</u></p>		<p><u>2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u></p>	
<p>(5) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u></p>	<p><u>証明事項1件につき</u> <u>450円</u></p>	<p>(5) <u>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u></p>	<p><u>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円）</u></p>
<p>(6) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場</u></p>	<p><u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u> <u>700円</u></p>	<p>(6) <u>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</u></p>	<p><u>書類1件につき 350円</u></p>

<p>合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
<p>(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</p>		

(8) <u>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</u>
(9) 略	略
(10) 略	略
(11) 略	略
(12) 略	略
(13) 略	略
(14) 略	略
(15) 略	略
(16) 略	略
(17) 略	略
(18) 略	略
(19) 略	略
(20) 略	略
(21) 略	略
(22) 略	略
(23) 略	略
(24) 略	略
(25) 略	略
(26) 略	略
(27) 略	略
(28) 略	略
(29) 略	略
(30) 略	略
(31) 略	略
(32) 略	略
(33) 略	略
(34) 略	略
(35) 略	略

(7) 略	略
(8) 略	略
(9) 略	略
(10) 略	略
(11) 略	略
(12) 略	略
(13) 略	略
(14) 略	略
(15) 略	略
(16) 略	略
(17) 略	略
(18) 略	略
(19) 略	略
(20) 略	略
(21) 略	略
(22) 略	略
(23) 略	略
(24) 略	略
(25) 略	略
(26) 略	略
(27) 略	略
(28) 略	略
(29) 略	略
(30) 略	略
(31) 略	略
(32) 略	略
(33) 略	略

(36) 略	略
(37) 略	略
(38) 略	略
(39) 略	略
(40) 略	略
(41) 略	略
(42) 略	略
(43) 略	略
(44) 略	略
(45) 略	略
(46) 略	略
(47) 略	略
(48) 略	略
(49) 略	略
(50) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	前号の額に、 <u>第30号</u> に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに次のア又はイに定める額を更に加算して得た額 ア イ以外のもの 174,600円 イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円
(51) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	1件につき <u>第49号</u> ア ⁽⁷⁾ 及び ⁽⁴⁾ 並びにイ ⁽⁷⁾ 及び ⁽⁴⁾ に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額
(52) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良	1件につき、 <u>第30号</u> の額に、前号の額を加算し、構造計算適合性判定を要する

(34) 略	略
(35) 略	略
(36) 略	略
(37) 略	略
(38) 略	略
(39) 略	略
(40) 略	略
(41) 略	略
(42) 略	略
(43) 略	略
(44) 略	略
(45) 略	略
(46) 略	略
(47) 略	略
(48) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	前号の額に、 <u>第28号</u> に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに次のア又はイに定める額を更に加算して得た額 ア イ以外のもの 174,600円 イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円
(49) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	1件につき <u>第47号</u> ア ⁽⁷⁾ 及び ⁽⁴⁾ 並びにイ ⁽⁷⁾ 及び ⁽⁴⁾ に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額
(50) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良	1件につき、 <u>第28号</u> の額に、前号の額を加算し、構造計算適合性判定を要する

住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	場合は、一の建築物ごとに <u>第50号ア</u> 又はイに定める額を更に加算して得た額	住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	場合は、一の建築物ごとに <u>第48号ア</u> 又はイに定める額を更に加算して得た額
(53) 略	略	(51) 略	略
(54) 略	略	(52) 略	略
(55) 略	略	(53) 略	略
(56) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	前号の額に、 <u>第30号</u> に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに次のア又はイに定める額を更に加算して得た額 ア イ以外のもの 174,600円 イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円	(54) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	前号の額に、 <u>第28号</u> に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに次のア又はイに定める額を更に加算して得た額 ア イ以外のもの 174,600円 イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円
(57) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	1件につき 変更部分の区分に応じ、 <u>第55号</u> に掲げる額を合算して、当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額	(55) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	1件につき 変更部分の区分に応じ、 <u>第53号</u> に掲げる額を合算して、当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額
(58) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に	1件につき <u>第30号</u> の額に、前号の額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに <u>第56号ア</u> 又はイに定める額を更に加算して得た額	(56) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に	1件につき <u>第28号</u> の額に、前号の額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに <u>第54号ア</u> 又はイに定める額を更に加算して得た額

限る。)		限る。)	
(59) 略	略	(57) 略	略
(60) 略	略	(58) 略	略
(61) 略	略	(59) 略	略
(62) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）	前号の額に、 <u>第30号</u> に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに次のア又はイに定める額を更に加算して得た額 ア イ以外のものは、1件につき 174,600円 イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものは、1件につき 120,700円	(60) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）	前号の額に、 <u>第28号</u> に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに次のア又はイに定める額を更に加算して得た額 ア イ以外のものは、1件につき 174,600円 イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものは、1件につき 120,700円
(63) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	1件につき、変更部分の区分に応じ、 <u>第61号</u> に掲げる額を合算して、当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額	(61) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	1件につき、変更部分の区分に応じ、 <u>第59号</u> に掲げる額を合算して、当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額
(64) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）	1件につき、 <u>第30号</u> に定める額に、前号の額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに <u>第62号</u> ア又はイに定める額を更に加算して得た額	(62) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）	1件につき、 <u>第28号</u> に定める額に、前号の額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに <u>第60号</u> のア又はイに定める額を更に加算して得た額

(65) 略	略
(66) 略	略
(67) 略	略
(68) 略	略
(69) 略	略
(70) 略	略
(71) 略	略
(72) 略	略
(73) 略	略
(74) 略	略
(75) 略	略
(76) 略	略
(77) 略	略
(78) 略	略
(79) 略	略
(80) 略	略
(81) 略	略
(82) 略	略
(83) 略	略
(84) 略	略

備考

- 1 第10号及び第11号に規定する1件は、紙1枚をもって1件とし、1枚増すごとに20円を加算する。
- 2～7 略

第3条 白岡市手数料条例の一部改正

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(55) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関

(63) 略	略
(64) 略	略
(65) 略	略
(66) 略	略
(67) 略	略
(68) 略	略
(69) 略	略
(70) 略	略
(71) 略	略
(72) 略	略
(73) 略	略
(74) 略	略
(75) 略	略
(76) 略	略
(77) 略	略
(78) 略	略
(79) 略	略
(80) 略	略
(81) 略	略
(82) 略	略

備考

- 1 第8号及び第9号までに規定する1件は、紙1枚をもって1件とし、1枚増すごとに20円を加算する。
- 2～7 略

第3条 白岡市手数料条例の一部改正

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(55) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関

	<p>する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したもの、同法第6条第1項の設計住宅性能評価書（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）があるもの (7)～(9) 略 イ～オ 略</p>		<p>する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したもの、同法第6条第1項の設計住宅性能評価書（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）があるもの (7)～(9) 略 イ～オ 略</p>
(56)～(58) 略	略	(56)～(58) 略	略
(59) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請略	ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認	(59) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請略	ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定

	<p>定を受けたことを示す書類が提出された場合 (7)・(4) 略 イ・ウ 略</p>		<p>を受けたことを示す書類が提出された場合 (7)・(4) 略 イ・ウ 略</p>
(60) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は同法第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の申請</u>	略	(60) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は同法第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の申請</u>	略
(61) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）</u>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類があるもの</u> (7)～(4) 略 イ～オ 略</p>	(61) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）</u>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類があるもの</u> (7)～(4) 略 イ～オ 略</p>
(62) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）</u>	略	(62) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）</u>	略
(63) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画</u>	略	(63) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画</u>	略

<p>の変更の認定の申請 (次号に規定する審査を除く。)</p>		<p>変更の認定の申請（ 次号に規定する審査 を除く。）</p>	
<p>(64) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請</u> (同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)</p>	<p>略</p>	<p>(64) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請</u> (同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)</p>	<p>略</p>
<p>(65) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請</u></p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類があるもの</u> (7)～(9) 略 イ～オ 略</p>	<p>(65) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請</u></p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類があるもの</u> (7)～(9) 略 イ～オ 略</p>
<p>(66) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更^アに該当していることを証する書面の交付の申請</p>	<p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示</u></p>	<p>(66) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更^アに該当していることを証する書面の交付の申請</p>	<p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示</u></p>

参考資料

	示す書類が提出された場合 (7)・(4) 略 イ・ウ 略
(67)～(84) 略	略

備考

1～7 略

	示す書類が提出された場合 (7)・(4) 略 イ・ウ 略
(67)～(84) 略	略

備考

1～7 略